

[トピックス](#) [分野別情報](#) [新着情報](#) [委員会からのお知らせ](#) [リスク評価](#) [意見募集等](#) [意見交換等](#) [用語集](#) [法令等](#) [リンク集](#)

[トップページ](#) > [委員会からのお知らせ](#) > [開催実績](#) > 第200回食品安全委員会議事概要

## 委員会からのお知らせ

### 第200回 食品安全委員会議事概要

平成19年7月26日(木) 13:30~15:20

## 議事概要:

### (1) 食品安全委員会5年目に向けて

○東(ひがし)内閣府審議官より高市大臣の挨拶が代読された。

「高市大臣挨拶(東内閣府審議官代読)」

食品安全委員会の発足から5年目を迎え、加えて200回目に当たる節目の会合の開催に当たりまして、食品安全担当大臣といたしまして、御挨拶を申し上げます。

まずは、この4年間、我が国の食品の安全性の確保という重責を担われ、科学に基づく新たな食品安全行政の確立・推進に取り組んでこられた見上委員長を始めとする委員の皆様方及び関係各位の御努力に、食品安全担当大臣として心から敬意を表したいと存じます。

食品安全委員会の最も大きな任務は、食品安全行政の基となる客観的かつ中立公正な食品健康影響評価の実施でございます。委員会の発足当初からきわめて多数の評価要請があり、各専門調査会において精力的に評価を進めてこられました。同時に、国民の皆様にとって関心が深い課題を中心に、リスクコミュニケーションにも積極的に取り組んでこられたものと承知しております。

食は命の源であり、国民にとって「食の安全」は生活における最大の関心事といっても過言ではありません。国民の皆様からの御意見を聴いておりましても、「食の安全」に対する関心の高まりをひしひしと感じているところであり、食品安全委員会に対する期待はますます大きくなっているものと存じます。

5年目に当たりましては、引き続き客観的で中立公正な食品健康影響評価に取り組んでいただくとともに、食品安全委員会としても、様々な手段を通じて、関係者相互間の意見交換を促進し、また、情報発信を充実・強化されていくことにより、国民により一層信頼される食品安全行政の実現に御貢献いただきますようお願いいたします、私の挨拶といたします。

○東内閣府審議官、専門調査会座長(農薬、微生物)等を交えた意見交換

(鈴木農薬専門調査会座長)

・日本における農薬のリスク評価については情報公開の透明性の高さにおいて大変進んでいること、また諸外国が農薬の安全性評価の際に日本の評価書を参考にしている例がいくつもあることなど、従来の農薬行政から比べると、画期的な変革を行い、多くの実績を上げてきたことを紹介。また、審議の迅速化が求められている一方、国民の安全を守るために慎重を期さなければならないという二律背反的な目標の難しさ、また我が国の目標である約800の農薬の暫定基準の妥当性評価を5年で行うということの難しさ等があり、今後短期的にはマンパワーの確保(事務局体制の強化、専門委員の増員等)、長期的にはリスクアセスメントに携わる人材養成の重要性等について発言があった。

(春日微生物・ウイルス合同専門調査会専門委員)

・微生物のリスク評価について、国際的に歴史が浅く評価が難しいこと、リスク評価の実施可能性を踏まえ、カンピロバクターからリスク評価を行うことを決定したこと等について説明。

微生物の汚染実態や食品の流通実態のデータが少ないことが問題である上に、評価に当たっては、確率論的な数理統計技術が必要であるが、この技術を持った専門家が非常に少ないことが、専門調査会の議論を進める上での課題でもあるため、今後は科学的なリスク評価を支える教育システムの確立が重要であること等、発言があった。

(食品安全委員会各委員)

・農薬のリスク評価におけるデータの不足等の問題、新たなデータが出てきた際の再評価の必要性、またリスクコミュニケーションの重要性等について発言があった。

(鈴木農薬専門調査会座長)

・情報公開とリスクコミュニケーション活動の重要性を認識し、積極的に行うようになったことが大きな進歩であること等、再度発言があった。

(食品安全委員会委員長および各委員)

・自ら評価については多数の案件について行いたい、体制面から難しい実情があることや、リスクコミュニケーションをさらに推進していくことの必要性等について発言があった。

(東内閣府審議官)

・情報公開の重要性、リスクコミュニケーションについては、常に国民の目線に立ち返って考えてみる大切であること、評価については、効率性も考慮しつつ、しっかりした科学的な評価を続けて欲しいこと、また食中毒原因微生物の自ら評価については、データの収集能力の向上に努めながら、ねばり強く実施していくべき等について発言があった。

### (2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○遺伝子組換え食品等

1)「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせた品種」

・厚生労働省からの説明。

・遺伝子組み換え食品等専門調査会において審議することとなった。

<参考>

1)すでに承認されているチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統に対する耐性を持つトウモロコシと、除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせた品種です。

#### ○特定保健用食品

- 1)ヘルシアコーヒー 無糖ブラック
- 2)ヘルシアコーヒー マイルドミルク

・厚生労働省から説明。

・1)、2)の2品目について、新開発食品専門調査会において審議することとなった。

#### <参考>

1)、2)コーヒーポリフェノール(クロロゲン酸類)を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、その作用を阻害するヒドロキシヒドロキノン(コーヒー豆の焙煎により生成する成分)を低減した、血圧が高めの方に適する旨を特定の保健の目的とする清涼飲料形態の食品です。

#### (3)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

##### 1)添加物 ケイ酸カルシウムに係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量(ADI)を特定する必要はない。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

##### 2)農薬/動物用医薬品 ジノテフランに係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「一日摂取許容量(ADI)を0.22mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

##### 3)動物用医薬品 ジノテフランを有効成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤(フラッシュベイト、エコスピード)に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「本製剤の主成分であるジノテフランの一日摂取許容量(ADI)を0.22mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(農林水産省)へ通知することとなった。

#### <参考>

1)粉末状または顆粒状食品の固結防止剤、錠剤・カプセル食品の製造用剤として、欧米諸国等で広く使用が認められています。

2)、3)殺虫剤で、だいず、はくさい、きゅうり等に使用し、チンゲンサイ、ほうれん草等への適用拡大申請がされています。動物用医薬品としては、畜鶏舎用の殺虫剤として使用します。

#### (4)BSE対策に関する調査結果等について

・厚生労働省及び農林水産省からの報告。

・「ピッシングに関する実態調査結果」や「18年度におけるBSE関係飼料規制の実効性確保の強化について」等について説明が行われた。

#### <参考>

##### ・ピッシング

と畜の際、失神させた牛の頭部からワイヤ状の器具を挿入してせき髄神経組織を破壊する作業です。これを行うことにより、解体作業中に牛の足が激しく動いて現場の職員がけがをすることを防ぐことができます。ただし、プリオンタンパクが体内に拡散する危険性があります。

#### (5)平成19年度食品安全モニター会議について(報告)

・全国7都市計10回にわたって開催した食品安全モニター会議の概要を事務局から説明するとともに、モニターから出された意見や会議についてのアンケート結果を報告。

#### (6)その他

・食品安全委員会専門委員の公募期間について、応募資料の到達状況等を考慮し、公募期間を延長することが事務局より提案され、委員会の了承を得て2週間延長することとなった。